

山形市内の保育所において お子さまに医療的ケアを希望される保護者の皆様へ



山形市では、日常生活の中で恒常的に喀痰吸引や導尿等の医療行為（医療的ケア）等が必要とするお子さまが保育所等の利用を希望される場合に、安全・安心に受入れを行うため「山形市立保育所における医療的ケア児受入れガイドライン」を策定し、令和５年１月より「さくら保育園」において、医療的ケア児の受入れを実施しております。

また、受入れの拡充を図るため、令和５年１月に「山形市内の保育所等における医療的ケア児受入れガイドライン」を策定し、令和５年４月より、「アートチャイルドケア山形東原保育園」においても受入れが可能となりました。

保育所等の利用をお考えの場合は、次の事項についてご確認いただき、山形市役所１階保育育成課までご相談ください。

受入れ

受入れには、次の（１）～（３）の全ての要件を満たしていることが必要です。

- （１）保護者の就労等の理由により、保育所等で保育が必要と認められること。
- （２）保育所における受入れを可能と認められること。
- （３）保育所における受入れ体制が整えられていること。

対象となる医療的ケアの内容

実施園	さくら保育園 (住所：山形市緑町 1-9-45)	アートチャイルドケア 山形東原保育園 (住所：山形市東原町 2-9-14)
受入人数	2名	2名
対応可能な 医療的ケア	○経管栄養（胃ろう） ○導尿 ○痰吸引 (口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部) ○血糖値測定・インスリン注射	○経管栄養（胃ろう） ○導尿 ○痰吸引 (口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部) ○血糖値測定・インスリン注射 ○鼻カニューレ
対象年齢	令和８年４月１日時点で３歳以上の児童	
利用日と 利用時間	原則として 平日（月～金）の８：３０～１６：３０	

※医療的ケアに必要な物品は、保護者の方にご準備いただきます。

その他

最終的な利用時間は、利用調整等により保育所等への入所が決定した後、実施園等と協議の上、決定します。また、医療的ケアを実施する看護師が不在となる等、安全な利用が確認できないと実施園等が判断した場合は、利用ができない日がありますのでご了承ください。

医療的ケア児の利用申込手続きについて(4月入所の場合)

